

利 用 上 の 注 意

1 . 計 算 項 目 の 算 出 方 法

- (1) 生 産 額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末在庫額 - 同年初在庫額)
- (2) 付加価値額 = 生産額 - (製造品出荷額に含まれている内国消費税額 + 原材料使用額等 + 減価償却額)
- (3) 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (製造品出荷額に含まれている内国消費税額 + 原材料使用額等)
- (4) 有形固定資産投資額 = 有形固定資産の取得額 + (建設仮勘定の増 - 建設仮勘定の減)
- (5) 付加価値率 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$
- (6) 原材料率 = $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$
- (7) 現金給与率 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$
- (8) 年末在庫率 = $\frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$
- (9) 従業者 1 人当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{従業者数}}$
- (10) 1 事業所当たりの製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{事業所数}}$
- (11) 従業者 1 人当たりの付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$
- (12) 1 事業所当たりの付加価値額 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$
- (13) 1 事業所当たりの現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{事業所数}}$
- (14) 常用労働者 1 人当たりの現金給与総額 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{常用労働者数}}$
- (15) 特 化 係 数 = $\frac{\text{地域別(滋賀県)の産業中分類別構成比}}{\text{全 国 の産業中分類別構成比}}$

2 . 符 号 ・ 数 値 の 表 記 方 法

- (1) 工業統計調査の結果のあらましおよび 統計表における符号の表記方法は次のとおりです。
- 「 - 」(単独で使用する場合は、皆無または該当数値のないものを表します。
- 「 - 」(数値の前に付して使用する場合は、マイナスまたは減少を表します。
- 「...」は、未調査で該当数値のないものを表します。
- 「 」は、数値を秘匿した箇所を表します。

〔工業統計調査又は商業統計調査の調査票を集計及び公表のために使用する場合は要領(昭和46年5月19日付、46統部第267号通達)に基づき、1または2の事業所に関する数値を秘匿した箇所を示します。また、3以上の事業所に関する数値であっても、1または2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合は、前記と同様に秘匿とします。ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、本年の公表より従業者数の秘匿を行わないこととします。〕

(2) 工業統計調査の結果のあらましおよび統計表における比率(パーセント)の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入しており、比率の合計が100.0%となるように調整をしていません。

3. その他注意事項

(1) 日本標準産業分類の第11回改訂(平成14年10月1日適用)に伴い、平成14年調査から新しい産業分類が適用されています。

改訂点

「新聞業」および「出版業」は大分類『情報通信業』に、「もやし製造業」は大分類『農業』に移行し、製造業でなくなりました。

「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」、「情報通信機械機器製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3つに分割されました。

主な変更点は次のとおり

分類番号	旧産業中分類		分類番号	新産業中分類
12	食料品製造業	(もやし製造業を除く) →	09	食料品製造業
19	出版・印刷・同関連業	(新聞・出版業を除く) →	16	印刷・同関連業
30	電気機械機器製造業	3分割 →	27	電気機械機器製造業
			28	情報通信機械機器製造業
			29	電子部品・デバイス製造業
33	武器製造業	その他の製造業に含まれる →	32	その他の製造業
34	その他の製造業	→		

(2) この報告書の数値は本県で独自に集計した確定値であり、後日経済産業省から公表される確定数値と若干相違することがあります。

(3) この報告書についての照会または問合せは、次へお寄せください。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県政策調整部統計課商工統計担当または統計資料室
 電話 077(528)3398(商工統計担当)
 電話 077(528)3123(統計資料室)